

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分発揮できるようにするため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

2. 計画内容

【目標1】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備

取り組み①

育児休業に関する規定の整備、育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

取り組み②

育児休業後における原職又は原職相当職への復帰に向けた業務内容等の見直し

【目標2】 子どもを育てる社員が利用できる制度の実施

取り組み①

始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度

取り組み②

所定外労働の制限や時短勤務制度

【目標3】 社員採用時の就業体験機会の提供や職業訓練の推進

取り組み①

若年者に対するインターンシップ等の就業体験提供

取り組み②

トライアル雇用等を通じた雇入れによる採用機会の確保と職業訓練の実施

以上